

# 会 則

医 薬 品 企 業 法 務 研 究 会

# 医薬品企業法務研究会会則

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は、医薬品企業法務研究会（略称－医法研・英文名－Japan Pharmaceutical Industry Legal Affairs Association）と称する。

### (本部及び支部)

第 2 条 本会は、本部を東京都に置く。

2. 役員会の議決によって、関西支部を置くことができる。

### (目 的)

第 3 条 本会は、リーガルマインドを会是とする共通認識の下、医薬品企業並びに医薬品関連企業が必要とする調査・研究、情報の収集・交換及び関係諸機関・諸団体との連繋・協働活動を行うことにより、医薬品産業の発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究部会による調査・研究活動
- (2) 月例会及び講演会・研修会等の開催
- (3) 機関誌「リーガルマインド」の発行
- (4) 調査・研究の成果による資料等の発行
- (5) 関係官庁・業界諸団体との交流
- (6) 業界諸団体からの研究の受託
- (7) 海外諸機関・団体・企業等との交流及び海外調査団の派遣
- (8) 海外情報等の提供
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 会員は医薬品企業及び医薬品関連企業とする。

2. 会員は、1名以上を登録会員として本会に届け出し、本会の活動に参加させるものとする。登録会員中1名は代表登録会員として届け出る。
3. 登録会員及び代表登録会員並びに研究部会への登録は、原則として、毎年1回、前年度末に行う。
4. 内外の学識経験者及び本会の活動に特に貢献があり、医薬品企業または医薬品関連企業を退職した元登録会員の中から、役員会の議決によって、特別会員として選定し、当会への入会を認めるものとし、特別会員は、会則その他の規則に定めるところにより、本会の活動に参加する。

### (入 会)

第6条 本会に入会を希望する企業は、会長宛、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

- 第7条 会員は、入会に際し、役員会において別に定める入会金を納入しなければならない。特別会員は、入会金を無償とする。
2. 会員は、総会において別に定める、基本年会費及び登録会員年会費を納入しなければならない。特別会員は、年会費を無償とする。
  3. 基本年会費及び登録会員年会費は2回に分納することができる。

### (除名及び会員資格の喪失等)

- 第8条 会員が、本会に損害を与えもしくは本会の名誉を著しく毀損した場合には、役員会の議決によって、除名もしくは会員資格を喪失させ、または期限を限りその資格を停止することができる。
2. 除名もしくは会員資格を喪失した会員は、除名もしくは会員資格を喪失した日より5年間、元に復することを認めない。

3. 前項の会員が再入会するに際しては、入会金を納入しなければならない。

4. 第1項及び第2項の規定は登録会員及び特別会員に準用する。

#### (退 会)

第9条 会員は、会長宛、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、諸年会費分納の場合であっても、当該年度に係る諸年会費のすべてを納入しなければならない。

2. 再入会に際しては、入会金を納入しなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、基本年会費、登録会員年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### (会員、登録会員及び特別会員の義務)

第11条 会員は、役員、監事、委員長及び委員の選出・就任ならびにその他本会の運営について役員会より要請あるときは、これを妨げる特段の事情のない限り、これに協力する。

2. 前項の規定は登録会員及び特別会員に準用する。

### 第3章 役員及び監事

#### (種別及び定数)

第12条 本会に会長1名、副会長若干名、幹事長1名及び幹事5名以上の役員と監事2名を置く。

2. 第2条第2項に定める関西支部を置くときは、関西支部長1名を置くことができる。関西支部長は役員とする。

#### (選任等)

第 13 条 役員及び監事は、登録会員または特別会員の中から、総会において選任する。

2. 役員及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

#### (職 務)

第 14 条 会長は、役員会を構成すると共に、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、役員会を構成すると共に、会長を補佐し、会長の指名によって会長の職務を代行する。また、別途定められた会務を分掌する。

3. 幹事長は、役員会を構成すると共に、会長を補佐し、会長の指示に基づき役員会を主宰する。また、別途定められた会務を分掌する。

4. 関西支部長は、役員会を構成すると共に、会長の指示に基づき、関西支部を運営する。

5. 幹事は、役員会を構成すると共に、別途定められた会務を分掌する。

6. 監事は、役員会を構成すると共に、本会の財産及び会計の状況を監査し、定例総会において、前年度分に係る監査報告を行う。

#### (任 期)

第 15 条 役員及び監事の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期途中で役員及び監事が退任したときは、登録会員または特別会員の中から、役員会において、補欠選任することができる。

3. 補欠によって選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 役員及び監事は、退任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (報酬等)

第 16 条 役員及び監事は無給とする。

2. 役員及び監事が必要な費用はこれを支弁する。

## 第4章 顧問及び参与

### (顧問)

第17条 本会の枢要な事項を相談するため、役員会の議決によって、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、特別会員を兼ねることはできない

### (参与)

第18条 本会の活動に特に功労のあった元登録会員及び登録会員を、役員会の議決によって、参与とすることができる。

2. 参与は、特別会員を兼ねることはできない。

### (任期)

第19条 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

### (種別)

第20条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

### (出席)

第21条 総会には、第5条第2項により会員の届け出た代表登録会員が出席する。

2. 代表登録会員は、総会に、登録会員を代理人として出席させることができる。

3. 事務局長は、会長の指示に基づき、総会に出席することができる。

**(権能)**

第22条 次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 会則の改定
- (2) 役員及び監事の選任
- (3) 基本年会費及び登録会員年会費の改定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他役員会において総会に付議することが適当と議決された事項

**(開催、招集及び議長)**

第23条 定例総会は、毎年1回、5月、東京都において開催するものとし、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催するものとし、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員会において招集の議決がなされたとき

**(定足数及び議決権)**

第24条 総会の定足数は会員の過半数とする。

2. 会員の議決権は各1個とする。
3. 欠席する会員は、委任状によって議長に議決権の行使を委任することができる。
4. 前項に基づき委任状を提出した会員は出席したものとみなす。

**(議決)**

第25条 総会の議事は、会則の改定を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**(議事録)**

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、委任状を含む出席会員数
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要

2. 議事録には、議長及び議事録署名人 2 名が署名・押印しなければならない。

## 第 6 章 役員会

**(構成)**

第 27 条 役員会は、会長、副会長、幹事長、関西支部長及び幹事の役員並びに監事をもって構成する。

2. 監事は、役員会において意見を述べることができる。ただし、議決には参加できない。

3. 事務局長は、会長の指示に基づき、役員会に出席することができる。

**(権能)**

第 28 条 役員会は、次の事項の議決もしくは承認を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 臨時総会の招集
- (3) 関西支部の設置及び改廃
- (4) 特別会員の選任
- (5) 入会金の改定
- (6) 入会の承認
- (7) 除名及び会員資格の喪失等



- (8) 役員及び監事の補欠選任
  - (9) 顧問及び参与の選任
  - (10) 委員会及び部会の設置及び改廃
  - (11) 委員会の委員長、副委員長及び委員の選任
  - (12) 研究部会及び分科会の設置及び改廃
  - (13) 研究部会長の選任の承認
  - (14) 役員会議事録の承認
  - (15) 事務局の組織及び運営並びに事務局職員等の給与及び待遇に関し  
必要な事項
  - (16) その他本会の運営及び活動に関わる重要事項
2. 次の事項は、役員会へ報告されなければならない。
- (1) 委員会における活動状況
  - (2) 研究部会における活動状況
  - (3) その他、前項各号に準じて重要な事項

**(開催、招集及び主宰)**

第 29 条 役員会は、毎月 1 回以上開催するものとし、会長が招集し、幹事長が主宰する。

**(定足数、議決権及び議決)**

第 30 条 役員会の定足数は役員の過半数とする。

- 2. 出席役員の議決権は各 1 個とする。
- 3. 役員会の議事は、会則改定の総会への付議を除き、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

**(議事録)**

第 31 条 役員会の議事は、議事録を作成し、都度、役員会の承認を得て、会長及び幹事長の署名・押印を得なければならない。

## 第7章 顧問会

### (構成、開催)

第32条 本会に顧問会を置く。

2. 顧問会は、顧問、参与、会長、副会長、幹事長及び関西支部長をもって構成し、会長が招集し、かつ主宰する。
3. 顧問会は、原則として年1回開催し、会長または役員会の要請に係る本会の重要な事項について相談を行う。

## 第8章 委員会

### (構成、任期、運営)

第33条 本会の運営及び活動に資するため、本会に委員会を置く。

2. 委員会の設置及び改廃は、役員会において決定する。
3. 委員会は、原則として毎月1回以上開催し、役員会の指示に基づき、本会の運営及び活動に関する実務事項を審議すると共に、役員会の承認を得て実行する。
4. 役員会の承認に基づき、必要に応じて、委員会の下に部会を置くことができる。
5. 委員長、副委員長及び委員は、役員会において選任する。
6. 委員長、副委員長及び委員（研究部会運営を担当する委員会の委員を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例総会後に開催される役員会の終結の時までとする。
7. 研究部会長は、研究部会運営を担当する委員会の委員とする。

## 第9章 研究部会

### (設置、運営)

第34条 本会の目的を達成するため、本会に研究部会を置く。

2. 研究部会の設置及び改廃は、役員会において決定する。
3. 登録会員及び特別会員は、原則として、いずれかの研究部会に登録し、研究部会活動を行わなければならない。
4. 研究部会は、原則として、毎月1回以上開催し、研究部会活動を行うと共に、その成果を月例会及びリーガルマインド誌上等に発表しなければならない。
5. 役員会の承認に基づき、必要に応じて、研究部会の下に分科会を置くことができる。
6. 研究部会長は、各研究部会が選任し役員会が承認する。

## 第10章 会 計

### (収入の構成)

第35条 本会の運営に要する費用は、会員の負担する入会金、基本年会費、登録会員年会費、事業に伴う収入、寄付金品及びその他の収入によって賄う。

### (事業年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (会計監査)

第37条 第14条第6項に定める監事による監査によるもののほか、毎年度6月末、9月末、12月末の年3回、第33条に基づき設置する、事務局を担当する委員会の委員長による会計監査を受け、会長及び幹事長の承認を受けた後、役員会に報告されなければならない。

## 第 11 章 事 務 局

### (設置等)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長 1 名及び事務局員若干名を事務局職員として常勤雇用する。
3. 必要に応じて、臨時職員を臨時雇用することができる。
4. 事務局職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の任免は会長が行う。
5. 事務局長は、会長及び幹事長の指示に基づき、事務局員を統括し、会計を含む本会の事務を行うと共に、本会の運営及び活動に付随する庶務全般の処理にあたる。
6. 事務局の組織及び運営並びに事務局職員の給与及び待遇に関して必要な事項は、第 33 条に基づき設置する、事務局を担当する委員会での協議を踏まえて、役員会の承認を受けなければならない。

### (帳簿及び書類)

第 39 条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿及び特別会員名簿
- (3) 役員及び監事の名簿並びに事務局職員の名簿
- (4) 許認可及び届出等に関する書類
- (5) 総会及び役員会等の議事に関する書類
- (6) 委員会及び研究部会活動に関する書類
- (7) 第 4 条に関わる事業に関する書類
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産及び負債の状況を示す書類
- (10) その他必要な帳簿及び書類

## 第 12 章 会則の改定

### (会則の改定)

第 40 条 本会則は、役員会において出席役員の 4 分の 3 以上の賛成をもって総会に付議することを議決し、かつ総会において出席会員の 5 分の 4 以上の賛成を得なければ改定することができない。

## 第 13 章 補 則

### (委 任)

第 41 条 本会則の施行について必要な事項は、本会則で定めるもののほか、役員会が別に定める。

## 第 14 章 附 則

### (施行日)

第 42 条 本会則は、2017 年 5 月 16 日から施行する。

1981 年 4 月 1 日実施

1984 年 4 月 1 日改定

1985 年 12 月 18 日改定

1986 年 4 月 16 日改定

1987 年 4 月 13 日改定

1988 年 4 月 19 日改定

1990 年 4 月 18 日改定

1991 年 4 月 24 日改定

1992 年 4 月 15 日改定

1998年 4月 27日 改定  
2001年 4月 17日 改定  
2002年 4月 16日 改定  
2002年 11月 20日 改定  
2005年 10月 18日 改定  
2009年 4月 21日 改定  
2013年 3月 19日 改定  
2017年 5月 16日 改定